

六戸町農業委員会 3月定例総会議事録

開催年月日	平成24年3月15日（木） 午後 3 時 00 分		
開催場所	六戸町役場 二階小会議室		
出席委員	1番 古里厚子	2番 小野寺邦男	3番 渡辺耕一
	4番 高坂義光	5番 小泉兼雄	6番 三浦英雄
	7番 沖澤繁弥	8番 木村喜和	9番 久田伸一
	10番 四木俊一	12番 岡田寛視	13番 小林勲
	14番 高館孝	15番 金淵盛一	
欠席委員	11番 新山秀男		
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査		
書記及び議事録署名者	書 記 : 事務局主査 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 12番 岡田寛視 委員 ・ 13番 小林勲 委員		

議

案

町 報告第 2 3 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
議案第 2 6 号	六戸町農用地利用集積計画（案）について
議案第 2 7 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 8 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 2 9 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についての意見について
議案第 3 0 号	特定農地貸付け承認について

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局	定刻になりましたのでこれより、3月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。
	会 長	それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。
	事務局	金淵会長挨拶（省略）
	事務局長	業務報告について局長よりお願いします。
	事務局	資料に基づき業務報告を行う。 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。
2. 開会宣言	議 長	それでは、ただ今より3月総会を開会いたします。（3時分02分） 本日の欠席委員は11番新山秀男委員です。
3. 議事録署名委員の指名	議 長	議事録署名委員の指名については、12番岡田寛視委員・13番小林勲委員を指名します。
4. 参与、書記の指名	議 長	参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。
5. 会議規則第11条の確認	議 長	会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当者はありません。

<p>報告第 2 3 号</p>	<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、町議案の審議に入ります。 報告第 2 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 2 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第 2 5 号第 1 項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案 3 頁により説明（省略）</p> <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第 2 3 号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>異議なしと認めます。よって報告第 2 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p>
<p>報告第 2 4 号</p>	<p>事務局長</p>	<p>つづいて、報告第 2 4 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 2 4 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について」ご説明致します。 農地法第 1 8 条第 6 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。 町議案 5 頁により説明（省略）</p>

議案第26号	議長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。 ～なしの声あり～
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより報告第24号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	異議なしと認めます よって、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は原案のとおり承認することに決定しました。
	議長	つづいて、議案第26号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第26号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明致します。 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。 町議案7頁～8頁により説明（省略）
	議長	事務局による説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。 ～なしの声あり～
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより議案第26号を採決いたします。

議案第27号	議長	<p>おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第26号「六戸地農用地利用集積計画（案）について」は原案のとおり承認することに決定しました。。</p> <p>つぎに議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明致します。</p> <p>農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。</p> <p>議案10頁～13頁により説明（省略）</p> <p>以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思えます。</p>
	議長	<p>それでは、委員の方々が現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。</p>
	8番木村委員	<p>渡辺耕一委員他4名で現地調査を行いました。現在積雪のため現地は1件しか確認できませんでした。そのほかについては、航空写真により確認し、いずれも問題のない土地であります。</p>
	議長	<p>事務局及び代表委員よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

議案第28号	7番山本委員	番号68番と69番の貸人が違うが、偶然の一致かもしれませんが、耕作面積が同じなので説明願いたい。
	事務局	68番と69番の貸人は同一世帯であり、農家基本台帳では耕作面積は世帯単位でとらえておりますので、本案件では同一面積の記載となっております。
	議長	そのほかに質疑ありませんか ～なしの声あり～
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより議案第27号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	異議なしと認めます よって議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は原案のとおり決することに決定しました。。
	議長	つぎに議案第28号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第28号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明致します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により六戸町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求めるものであります。 議案15頁により説明（省略）
	議長	事務局による説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。

議案第29号	議長	<p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより議案第28号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	議長	<p>～異議なしの声あり～</p> <p>これより議案第28号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	議長	<p>～異議なしの声あり～</p> <p>異議なしと認めます よって、議案第28号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
	事務局長	<p>つづいて、議案第29号「農業経営の強化の促進に関する基本的な構想について の意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第29号「農業経営の強化の促進に関する基本的な構想についての意見 について」ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、六戸町長から別紙の とおり依頼があったので意見を求めるものであります。 別紙「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」により説明（省略）</p>
	議長	<p>事務局よりの説明が終了しましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p>
	議長	<p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。</p>

議案第30号	議長	<p>これより議案第29号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます</p> <p>よって、議案第29号「農業経営の強化の促進に関する基本的な構想についての意見について」は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
	議長	<p>つづいて、議案第30号「特定農地貸付け承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>議案第30号「特定農地貸付け承認について」ご説明いたします。 六戸町長から、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1（特定農地貸付けに関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定農地貸付けについて申請があったので、これを行うことの承認を求めるものであります。 議案18頁により説明（省略）</p>
	議長	<p>事務局よりの説明が終了しましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p>
	5番小泉委員	<p>特定農地の貸付けとは、どういうことなのか。</p>
	事務局	<p>「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」により地方公共団体などが開設する貸し農園などで、5年を超えない・営利を目的としない農作物の作付で10a未満の農地の貸付け等です。</p>
	議長	<p>そのほかに質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>

議 長

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

これより議案第30号を採決します。
おはかりします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長

異議なしと認めます

よって、議案第30号「特定農地貸付け承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして全案件が終了しましたので、3月総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。